

企業年金 新企業年金保険 事務のしおり

明治安田生命保険相互会社

ご あ い さ つ

このたびは、貴社の退職年金制度の運営にあたり、当社の新企業年金保険をご採用賜り厚くお礼申し上げます。
新企業年金保険においては、保険料のお払込や給付金のご請求をはじめとし、様々なお手続きが必要となります。
当しおりは、事務上のお手続きについて記載しておりますので、是非ご一読いただき、必要のつどご活用くださいますようお願い申し上げます。

なお、当社は企業年金事務の一部を企業年金ビジネスサービス株式会社(以下、「CPBS」といいます。)に委託しております。
このため、当しおりでは、CPBS が代行している事務につきまして「CPBS」の記載がございます。当該記載の事務に関する書類の発送元、宛先につきましては、CPBS が窓口となりますので、ご照会の際には下記お問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

明治安田生命保険相互会社

各種手続きに関する照会につきましては、CPBS まで照会ください。

照会窓口	電話番号	営業時間
企業年金ビジネスサービス株式会社 企業年金事業部	0120-30-1407 (通話料無料)	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

各種手続き書類につきましては、以下まで送付ください。

郵便番号：541-6591

住所：大阪北浜郵便局私書箱第25号

送付先：企業年金ビジネスサービス株式会社 企業年金事業部

【 事務のしおり 】

第1章 保険料のお払込

1. お払込のご案内
2. お払込方法
3. お払込の猶予期間

第2章 追加加入

1. 追加加入とは
2. 追加加入日
3. 追加加入のご案内
4. 追加加入の手続き
5. お払込案内書への反映
6. 被保険者名簿の作成

第3章 給与更新

1. 給与更新とは
2. 給与更新日
3. 給与更新のご案内
4. 給与更新の手続き
5. お払込案内書への反映
6. 被保険者名簿の作成

第4章 被保険者の項目変更

1. 被保険者の項目変更とは
2. 項目変更の手続き
3. 確認資料のご提出
4. お払込案内書への反映

第5章 被保険者の脱退

1. 脱退と手続き
2. お払込案内書への反映
3. 定年到達者のご連絡
4. 未支払給付金明細書

第6章 給付金のご請求

1. 給付金請求事務の流れ
2. 給付金請求の手続き
3. 年金のお支払
4. 一時金のお支払
5. 年金・一時金の送金方法
6. 最低保険料について

第7章 財 政 決 算

1. 報告内容
2. 報告時期
3. 決算の基準
4. 剰余金

第8章 契約者関係変更

1. 変更内容と必要書類
2. 契約者変更

第9章 解 約

1. 解約の手続き

第1章 保険料のお払込

1. お払込のご案内

- ・保険料計算日(※)にて「お払込案内書」を作成し、ご送付します。
(※)ご契約により異なります。
- ・保険料の計算は、保険料計算基準日の直後に到来する 5日、15日のうち、事業主が指定した日(保険料計算日)に実施します。(当該日が休日の場合は翌営業日に実施)ただし、複数事業主による制度の場合、保険料計算日を同日にする必要がございますのでご注意ください。
- ・銀行口座自動振替扱の場合、保険料計算日は当月5日となります。
「保険料口座振替のご案内」をお払込期日の当月27日の6営業日前頃に送付します。

お払込期日は、保険料の払込方法によって次のとおりになります。

払込方法	払込期日	(例)契約日が4/1のとき
月払	毎月の契約応当日	毎月1日
半年払	半年毎の契約応当日	毎月4月1日、10月1日
年払	毎年の契約応当日	毎年4月1日

2. お払込方法

なお、被保険者の脱退や追加加入等のご連絡が遅れた場合は、次回以降のご案内で保険料の精算をさせていただきます。

① 銀行口座自動振替扱

あらかじめご提出いただいた「企業保険保険料口座振替依頼書」でご指定の貴社の銀行口座より、お払込期日の当月27日(当日が休日の場合は翌営業日)に、自動引き去りさせていただきます。領収証は発行いたしませんのでご了承ください。

② 銀行への振込扱

当社指定の口座にお振込ください。お振込の際は「お払込案内書」に同封の当社所定の「振込依頼書」を使用ください。銀行の発行する振込金受領証をもって領収証にかえさせていただきます。

3. お払込の猶予期間

保険料のお払込猶予期間は、お払込期日の翌日から2ヵ月間です。万一この期間にお払込がない場合、次のとおりとなります。

① 発生順支払による払済年金への変更

協定書の定めに従って、発生順支払による払済年金契約に変更します。その際には当社より『払済年金』への変更について」をお届けいたします。

発生順支払による払済年金とは、保険料積立金の範囲内で協定書に定めた給付金を、完備された給付金請求書類の当社への到着順にお支払するものです。ただし、事前にご提出いただいた「脱退通知書」に記載の退職者に給付額がある場合には備金として確保いたします。

したがって、受給資格のある退職者の発生のとど、給付金請求書類を不備のないようすみやかにご提出いただきますようお願いいたします。

保険料積立金をご請求いただいた給付金を支払うのに満たないときは、お支払対象の被保険者に保険料積立金の残額を一時金としてお支払し、その時点でご契約は解約のお取扱となります。

② お払込の再開

保険料のお払込を再開していただくときは、原則として未払保険料は過去勤務債務等を含め、過去勤務債務等保険料の額を洗替えることにより、お払込みいただきます。

お払込金額は当社よりご案内いたしますので、再開されるときは当社へご連絡ください。

③ 2年以内にお払込の再開がないとき

保険料のお払込がない状態が2年間続きますと、再び当社よりご連絡し解約していただくこととなります。

再度の延長はできませんのでご注意ください。

④ 遺族年金特約

遺族年金特約は、定年・中途脱退給付金の積立のための保険料とは別に、遺族年金特約保険料をお払込いただき、給付を行っております。

この特約は、保険料のお払込のないときには死亡給付金のお支払ができません。

したがって、発生順支払による払済年金契約に変更された場合は、死亡給付金のお支払はできませんのでご注意ください。

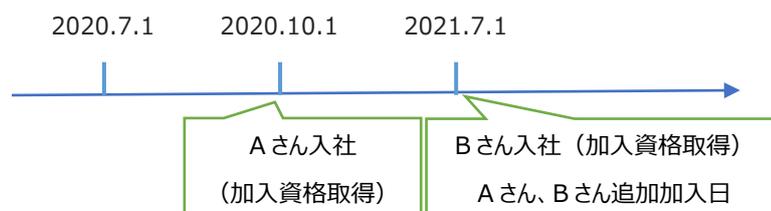
第2章 追加加入

1. 追加加入とは
協定書に定める加入資格を新たに取得された方を、加入資格取得後最初に到来する追加加入日にご契約に加入させることをいいます。
2. 追加加入日
協定書に定められております。
(通常、年1回の契約応当日が追加加入日となっております。)
3. 追加加入のご案内
追加加入日の3ヵ月前頃に CPBS より「追加加入・給与更新案内状」をお届けいたします。
(給与更新につきましては「第3章 給与更新」をご覧ください。)
4. 追加加入の手続き
前回の追加加入日の翌日から今回の追加加入日までの間に、新たに加入資格を得られた方全員を「追加加入者通知書」にご記入のうえ、「追加加入・給与更新案内状」に記載の書類提出期限日までに CPBS へご提出ください。
追加加入者がいない場合は「追加加入者有無」欄の「無」を○で囲み、「追加加入者通知書」をご提出ください。
万一、手続きがもれたことを後日お気づきになった場合も必ずご連絡ください。

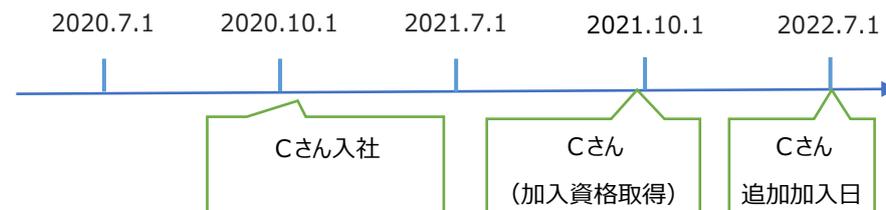
〔加入資格と追加加入日の関係〕

※毎年追加加入日が7月1日の場合

ア) 加入資格が「入社と同時」の場合



イ) 加入資格が「勤続1年以上」の場合



- | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. お払込案内への反映 | 書類提出期限日までにご連絡いただいた追加加入者の保険料は、追加加入月の「お払込案内書」に加算してご案内いたします。
ご通知が遅れますと保険料の精算が生じます。 |
| 6. 被保険者名簿の作成 | 追加加入手続きが終わりますと、加入者全員の「被保険者名簿」をお届けいたしますので、手続きがもれた方がいないかご確認ください。
なお、追加加入のご通知が遅れた場合、追加加入者のみの「被保険者名簿」をお届けいたします。
「被保険者名簿」に誤りがありましたら、すみやかに CPBS までご連絡ください。 |

第3章 給与更新

- | | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 給与更新とは | 給付金額や保険料を加入者の給与(基準給与)に応じて決定するご契約の場合に、毎年最新の基準給与をご通知いただき更新することをいいます。 |
| 2. 給与更新日 | 協定書に定められております。
(通常年1回の契約応当日が給与更新日となっております。) |
| 3. 給与更新のご案内 | 給与更新日の3ヵ月前頃に CPBS より「追加加入・給与更新案内状」にご連絡いたします。 |
| 4. 給与更新の手続き | 「追加加入・給与更新案内状」とともにお送りしております「基準給与通知書」に基準給与をご記入のうえ、「追加加入・給与更新案内状」に記載の書類提出期限日までに CPBS へご提出ください。なお、基準給与の変更がない方は「変更無」欄の無を○で囲み、ご加入者全員の基準給与をご通知ください。 |
| 5. お払込案内書への反映 | 書類提出期限日までに CPBS に到着した「基準給与通知書」による基準給与は給与更新月の「お払込案内書」に反映します。
ご通知が遅れた場合は翌期の「お払込案内書」に反映し、翌期の保険料で精算が生じます。給与更新のご通知をいただくまでは前期までの基準給与で計算した保険料のご案内いたします。 |
| 6. 被保険者名簿の作成 | 給与更新の手続きが完了いたしますと「被保険者名簿」をお届けいたしますので、基準給与に誤りがないかご確認ください。 |

第4章 被保険者の項目変更

1. 被保険者の項目変更とは

脱退・給付金請求以外で被保険者に関する事項を変更・訂正することをいいます。
 ※被保険者の項目変更により保険料が変更となる場合は、当社所定の方法により精算いたします。

更項目	留意点
氏名・性別・生年月日・入社年月日の変更・訂正	性別・生年月日・入社年月日の訂正の場合は、保険料が変更になることがあります。
休職・復職	休職期間中の保険料の取扱いは協定書に定められています。
結合会社間転籍	結合会社間で加入者の転籍があった場合、転籍元会社よりご連絡ください。
グループ(職種)区分の変更	グループ(職種)区分管理をしているご契約で、グループが変更となった場合ご連絡ください。グループ間で制度が異なる場合には保険料の精算が生じます。
被保険者番号変更	被保険者番号の変更があるとき(貴社の社員番号を使用されている場合で、社員番号が変更になったとき等)にご連絡ください。
その他 基準給与の訂正 加入取消、脱退取消 等	基準給与の訂正は保険料が変更になります。 加入取消・脱退取消の場合は、取消理由もご連絡ください。

2. 項目変更の手続き

被保険者に関する事項に変更・訂正があった場合には速やかに「被保険者項目変更通知書」を CPBS へご提出ください。

3. 確認資料のご提出

次の場合、項目変更の内容が確認できる資料をご提出いただくことがあります。

- ・項目変更により加入資格や受給資格がなくなるなど、被保険者に不利となる場合。
- ・加入資格のない方の混入等により加入取消となる場合。

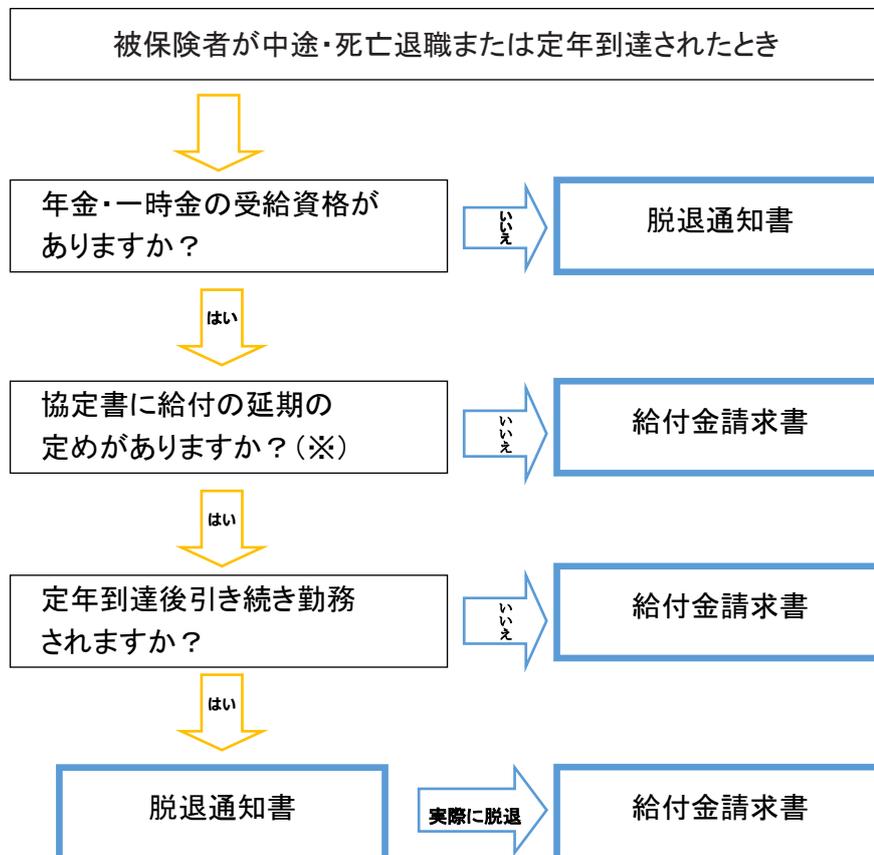
4. お払込案内書への反映

保険料の変更を伴う被保険者の項目変更につきましては、保険料計算日の前月20日までにご通知いただいたものが「お払込案内書」に反映されます。手続きが遅れますと、翌期の「お払込案内書」からの反映となります。

第5章 被保険者の脱退

1. 脱退と手続き

被保険者が退職などの協定書に定める脱退事由に該当したときは、下図をご参照のうえ、脱退通知書あるいは給付金請求書を CPBS へご提出ください。



(※) 給付の延期の定め 規程例

- ・加入者が定年を過ぎて勤務する場合の給付は、その者が実際に退職する日までその支給を延期する。

2. お払込案内書への反映
保険料計算日の前月20日までにご通知いただいたものが「お払込案内書」に反映されます。
(定年に到達された方の保険料は、到達日の翌期分より自動的に停止します。)ご通知が遅れますと、保険料の精算が生じる場合があります。
3. 定年到達者のご連絡
① 定年到達者のお知らせ
加入者が定年年齢に到達される場合は、定年到達月の3ヵ月前の中頃に「定年到達者のお知らせ」を貴社にお送りいたしますので提出書類のご準備をお願いいたします。

給付金のご請求の場合は「給付金請求書」、定年到達後引き続き勤務し退職時まで支払を延期する場合は「脱退通知書」をご提出ください。

② 「定年到達後勤務状況のご確認」について
定年到達から3ヵ月経過しても、給付金請求書または脱退通知書をご提出いただいていない場合にお届けいたしますので、状況をご確認ください。この帳票は脱退通知書としてご利用できますので、脱退のお手続きをご希望される場合はCPBSへご返送ください。
4. 「未支払給付金明細書」の送付
財政決算月の翌月上旬にお送りいたします。
定年到達後引き続き勤務等で支払延期になっておられる方や、受給資格を有している方で脱退通知書のご提出のみで給付金請求書が未提出の方についてご連絡いたします。内容をご確認のうえお受け取りください。給付金請求の時期が到来し未請求の方は、至急給付金請求の手続きをお願いします。
なお、該当の方がおられない場合は作成されません。

第6章 給付金のご請求

1. 給付金請求事務の流れ

被保険者が協定書に定める年金または一時金の受給権を取得されたときに給付金をお支払いいたします。

具体的には下記の項目についてご確認ください。

(1)退職者の発生

- ・退職事由をご確認ください

(2)受給資格の確認

- ・「協定書」よりご確認ください

(3)基準給与の確認

- ・給与を基準として給付額を決定する場合にご確認ください。

(4)休職期間の有無

- ・「協定書」に基づいて給付金計算の勤続期間から控除する期間がある場合にご確認ください。

(5)新企業年金保険契約からの給付額

- ・この契約から支払われる給付金額をご確認ください。

(6)給付金請求書のご提出

- ・ご請求の内容により、給付金請求書の「ご請求手続きのご案内」に記載の書類を提出ください。

なお、給付金請求書の提出期限につきましては、CPBS へ支払日の14営業日前までに到着するようにご提出願います。

2. 給付金請求の手続き

請求内容別に必要書類をご確認のうえ、CPBS へご提出願います。

必要書類については、給付金請求書の「ご請求手続きのご案内」をご確認ください。

3. 年金のお支払

保険者が協定書に定められた年金の受給権を取得され年金での受給を希望される場合、受取人から貴社を経由してご請求ください。

「年金証書」「年金受給のしおり」を受取人にお届けします。

年金は、協定書に定める支払日到来のつど、受取人へ送金いたします。なお支払日到来のつど受取人に「お支払通知書」、貴社に「給付金支払済のお知らせ」をお送りいたします。

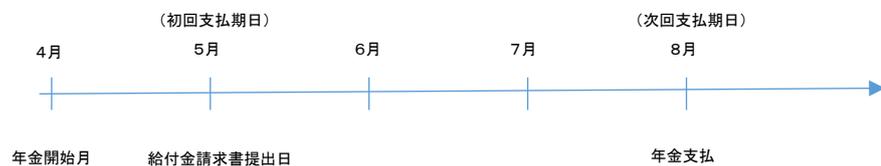
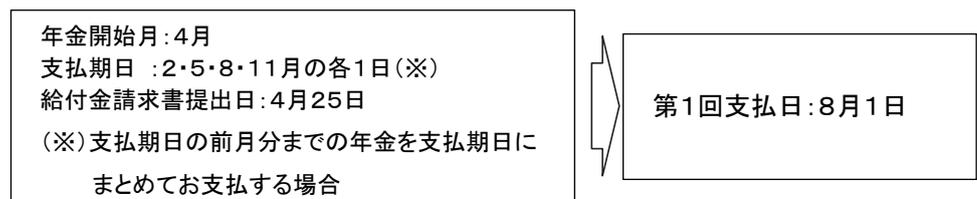
※ご契約者受取の場合は「受取人」を「ご契約者」に読み替えてください。

支払期日

給付金請求書の提出が協定書に定める初回の年金支払期日の直前または支払期日以降となった場合、次回の年金支払期日に初回年金分もまとめてお支払いいたします。

当取扱と異なる支払期日を希望される場合は、給付金請求書の「その他連絡欄」にその旨をご記入いただければ対応いたします。

【次回の年金支払期日にまとめてお支払する場合の例】



(4月～7月分までを8月1日にお支払いいたします。)

(異なる支払日をご希望の場合は給付金請求書にご記入ください。)

① 年金受給中の諸変更

住所・氏名・送金先の変更が生じた場合には「年金受給のしおり」に添付した所定の用紙をご提出ください。

② 継続年金または継続年金にかえての一時金のお取扱

年金受取人が保証期間中に死亡された場合は、継続受取人に年金または一時金をお支払します。死亡日と継続受取人をご確認のうえ、CPBSへご連絡ください。

③ 年金受給権者現況届

保証期間のない年金または保証期間経過後の年金支払の場合は、受取人に年1回「受給権者現況届」をお送りしますので、受給権取得日の毎年の応当日以降の日付で市町村の証明を受けていただき、CPBS へご提出ください。

4. 一時金のお支払

被保険者が退職され、協定書に定められた一時金の受給権を取得された場合、受取人から貴社を経由してご請求ください。

また、年金の受給権を取得された場合でも協定書の定めによる事由により一時金のご請求があれば、年金にかえて一時金をお支払します。当社から受取人の口座へ送金し、受取人に「お支払通知書」を、貴社に「給付金支払済のお知らせ」をお送りいたします。

※ご契約者受取の場合は「受取人」を「ご契約者」に読み替えてください。

5. 年金・一時金の送金方法

年金・一時金は、受取人ご本人名義の銀行口座へ送金いたします。
(外国銀行への送金はお取扱いいたしかねます。)

※ご契約者受取の場合はご契約者名義の銀行口座へ送金いたします。

6. 最低保険料について

ご請求された給付金額(一時金ならば一時金額、年金ならば将来の給付に必要な年金原資)が保険料積立金を上回った場合、当社より最低保険料のご案内をいたしますのでその額をお払込ください。給付金のお支払は、この保険料をお払込みいただいた以降になります。

最低保険料が発生する可能性のある主な事象は、以下の場合となります。

- ①中途脱退給付が大量発生した場合
- ②過去勤務債務保険料の未償却残高の多い場合
- ③加入者が少ない場合 等

第7章. 財政決算

当社では年金財政の状況を毎年1回保険年度末に財政決算報告書にてご報告いたします。

1. 報告内容

- ①収支計算書…当該保険年度における収支状況をご報告いたします。
- ②貸借対照表…保険年度末における年金制度の財政状況をご報告いたします。

2. 報告時期

ご報告時期はご契約の引受形態により、通常次のようになります。

引受形態	ご報告時期
当社単独	財政決算日から約1ヵ月後
当社幹事	財政決算日から約2ヵ月後
当社総幹事	財政決算日から約2ヵ月半後

※当該保険年度に大量の脱退または契約内容の変更がある場合には、ご報告時期が遅れることがあります。

3. 決算の基準

次の基準で年金財政決算をさせていただきます。

脱退・追加加入	:当該保険年度に、当社で処理されたものを反映
保険料	:当該保険年度に、当社に収入されたものを反映
給付金	:当該保険年度に、当社よりお支払したものを反映

4. 剰余金

① 剰余金とは

保険料積立金額が責任準備金額を上回った場合、この上回った額を剰余金(超過積立金)として貴社に返還します。

※経験脱退率使用契約の場合、保険料積立金に過去勤務債務等保険料の収入現価を加えて剰余金を計算します。そのため、過去勤務債務等が生じている状態で剰余金が発生することがあります。

② 剰余金の確定時期

- ・実績脱退率使用契約……再計算時
- ・経験脱退率使用契約・脱退率不使用契約……毎年の年金財政決算時

第8章 契約者関係変更

1. 変更内容と必要書類

貴社に次の変更が生じた場合、「団体属性・契約先変更通知書」または「団体属性・案内送付先変更通知書」をご提出ください。

変更内容	必要書類	必要帳票（○：必要）	
		団体属性・契約先変更通知書	団体属性・案内送付先変更通知書
契約先所在地の変更	登記簿謄本または履歴事項全部証明書（注1）	○	
団体名の変更	登記簿謄本または履歴事項全部証明書（注1）	○	
代表者の変更	登記簿謄本または履歴事項全部証明書（注1）	○	
代表者印の改印		○	
案内送付先の変更・新規登録			○

注1：登記簿謄本、履歴事項全部証明書ともに発行から6ヵ月以内のものが必要。また、団体名、契約先所在地の変更の場合、変更前の内容の記載があることが必要。

2. 留意点

合併等により会社名等が変更になる場合は、制度変更が必要になる場合がありますので、当通知書ご記入の前に当社へご確認ください。

第9章 解約

1. 解約の手続き

ご契約を解約されることとなった場合、当社までお申し出ください。

なお、ご契約の財政決算期間中は、積立金額が確定しないことから、解約返戻金のお支払ができませんので、お支払までにお時間を要する場合がございます。

お支払時期について、ご要望がある場合は、事前に当社までご照会ください。

企業年金 新企業年金保険 事務のしおり(別冊) 帳票見本

■資料索引

No.	帳票名
1	お払込案内書（封書）
2	振込依頼書
3	保険料口座振替のご案内（メールシーラー）
4	追加加入・給与更新案内状
5	追加加入者通知書
6	被保険者名簿（経験脱退率使用契約）
7	被保険者名簿（実績脱退率使用契約）
8	基準給与通知書
9	被保険者項目変更通知書
10	脱退通知書
11	定年到達者のお知らせ
12	定年到達後勤務状況のご確認について
13	未支払給付金明細書
14	給付金請求書
15	年金証書
16	お支払通知書（年金用）
17	年金受給権者現況届
18	お支払通知書（一時金用）
19	給付金支払済のお知らせ
20	財政決算報告書
21	団体属性・契約先変更申出書

1. お払込案内書 (封書)

企業年金 お払込案内書

令和 1年 11月 26日

543-0022
 大阪府 大阪市 天王寺区 味原本町
 5丁目10-20
 第1上本町ビジネスタワー205号
 株式会社団体名*****
 団体名漢字*****
 企業年金課
 00011# #01000001 御中

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申しあげます。
 さて、下記のとおり企業年金保険契約の保険料のご案内をいたしますので、お払込みくださいますようお願いいたします。

00011# #01000001 御中

(お取扱)

証券番号(団体番号) (970) 51000-1-001	契約日 令和 2年 5月 1日	払込期日 令和 2年 5月 1日	払込方法 月私
---------------------------------	--------------------	---------------------	------------

当期保険料内訳

	加入者数	主契約保険料	遺族特約保険料	過去勤務債務償却	今回払込額
		円	円	円	
前 期 月	1234567	1234567890123	12345678901	1234567890123	1,234,567,890,123円
当 期 異 動	追加加入	1234567	1234567890123	12345678901	今回払込額内訳
	脱 退	1234567	1234567890123	12345678901	当期保険料
	その他の異動 *1	1234567	1234567890123	12345678901	1,234,567,890,123円
	制度変更更新他 *2	1234567	1234567890123	12345678901	繰越精算金
当 期 月	1234567	1234567890123	12345678901	1234567890123	1,234,567,890,123円
					高額割引
					12,345,678,901円

当期精算保険料内訳

	主契約精算金	遺族特約精算金	過去勤務債務償却精算金	別途精算金	
	円	円	円		
前 期 月	1234567890123	12345678901	1234567890123	1,234,567,890,123円	
当 期 異 動	追加加入	1234567890123	12345678901	1234567890123	翌期繰越精算金
	脱 退	1234567890123	12345678901	1234567890123	1,234,567,890,123円
	その他の異動 *1	1234567890123	12345678901	1234567890123	
	制度変更更新他 *2	1234567890123	12345678901	1234567890123	1,234,567,890,123
当 期 月	1234567890123	12345678901	1234567890123		

* 1 加入者項目の変更・グループ区分変更・休復職を表します。
 * 2 給与変更・給与訂正・定年による保険料の停止・遺族特約更新・制度変更を表します。
 (980002 03.09)

2. 振込依頼書

振込依頼書				No. 1	科目		
ご依頼日	R 年 月 日	振込指定	電信扱	振込手数料			円
振込先	金融機関名	三菱UFJ銀行		金額			円
	支店名	本店		内	現金		円
	預金種目	1 普通	口座番号		7625875	当店券	
受取人	(カナ)	メイダスダセイメイ(リ)キョウ		訳	他店券		円
	氏名	明治安田生命(相) 企年口			特他券		
ご依頼人	注意	↓ この9桁の数字はかならずフリガナ頭部に打電ください。					
	(カナ)	234103001ダシイメイ979-9400555-1-300*****					
	氏名	団体名979-9400555-1-300 *****					
ご住所	543-0022 大阪府 大阪市 天王寺区 味原本町 補9400555-1-300**			企業年金用			

ご依頼人名の前の数字も必ず打電してください

金融機関窓口でお振込みの際にご使用ください。
振込手数料は、お客さまのご負担でお願いします。

(取扱店保管)

振込金受取書				科目			
ご依頼日	R 年 月 日	振込指定	電信扱	振込手数料			円
振込先	金融機関名	三菱UFJ銀行		金額			円
	支店名	本店		内	現金		円
	預金種目	1 普通	口座番号		7625875	当店券	
受取人	(カナ)	メイダスダセイメイ(リ)キョウ		訳	他店券		円
	氏名	明治安田生命(相) 企年口			特他券		
ご依頼人	(カナ)	234103001ダシイメイ979-9400555-1-300*****					
	氏名	団体名979-9400555-1-300 *****					

上記の金額正に受取りました

銀行
支店 (取扱店⇒依頼人)

企業年金用

3. 保険料口座振替のご案内 (メールシーラー)

企業年金 保険料口座振替のご案内

作成日R 1年 12月 3日

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。
 下記のとおりお払込額のご案内をいたしますので、お取扱口座をご確認のうえ、
 令和 3年 6月 1日(振替日の前営業日)までに口座にご準備
 くださいますよう、お願い申し上げます。

お取扱口座

金融機関名	三菱「シュー・イフシ」イイ	支店コード	001	種目	1	口座番号	12345678	種目	1=普通(総合) 2=当座
-------	---------------	-------	-----	----	---	------	----------	----	------------------

口座名義人 ヤマト カナシメイ***** 様

証券番号(団体番号)	契約日	払込期日	払込方法	会社処理欄
(970) 51000-1-301	R 2.6.1	R 2.6.1	月払	12

当期保険料内訳	加入者数	主契約保険料		遺族特約保険料		過去勤務債務償却	
		前月	当月	前月	当月	前月	当月
前月	1234567	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123
追加加入	1234567	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123
脱退	1234567	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123
その他の異動*1	1234567	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123
制度変更更新他*2	1234567	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123
①当期月	1234567	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123

*1 その他の異動の内
 ・加入者項目の変更
 ・グループ区分変更
 ・休職職
 *2 制度変更更新他の内
 ・給与更新
 ・給与訂正
 ・定年による保険料停止
 ・遺族特約更新

当期積算保険料内訳	主契約積算金		遺族特約積算金		過去勤務債務償却積算金	
	前月	当月	前月	当月	前月	当月
追加加入	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123
脱退	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123
その他の異動*1	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123
制度変更更新他*2	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123
①当期月	1234567890123	1234567890123	12345678901	12345678901	1234567890123	1234567890123

今回振替予定額

8,901,234,567 円
 (うち前月未振替額
 8,901,234,567 円)

当期保険料内訳

当期保険料 (①+②)
 1234567890123
 繰越積算金
 1234567890123
 高額割引・付加保険料
 12345678901
 別途積算金等
 1234567890123
 翌期繰越積算金
 1234567890123
 当期差引払込額
 1234567890123

会社

#01 0000001

4. 追加加入・給与更新案内状

令和 1年 12月 3日

企業年金 追加加入・給与変更案内状

543-0022
 大阪府 大阪市 天王寺区 津原本町
 5丁目 10-20
 第1上本町ビル
 株式会社 体名

 企業年金課 例中
 (970) 51000-1-001 00011#
 #010000001

拝啓 貴社益々ご隆盛のこととお喜び申し上げます。
 弊社社業につきましては、平素より格別のお引立てを賜り
 厚くお礼申し上げます。
 さて、ご契約いただいております企業年金保険につきまし
 て、追加加入・給与変更時期が近づきましたのでご案内申し
 あげます。書類提出期限日等につきましては、右記の書類提
 出期を確認のうえ、手続きいただきますようお願い申しあ
 げます。

敬具

保険種類： 新企業年金保険

<お願い>

- 追加加入・給与変更の手続きが進めると、保険料の精算が生じることがござ
 います。予めご了承願います。
- その他、脱退手続き、給付金請求手続きの対象者がおられる場合は、脱退通知
 書、給付金請求書を出してください。

証券番号(団体番号) (970) 51000-1-001	契約日 R 1.11.20
---------------------------------	------------------

追加加入 [追加加入日 R 1.11.30] 書類提出期限 [*****]

- 追加加入日現在、新たに加入資格(年金規程または協定書をご確認ください)を得られる方全員について「追加加入者通知書」に必要事項を記入のうえ提出ください。新たに加入資格を得られない方は、「追加加入者通知書」の追加加入者有無欄の「無」に○を記入のうえ提出ください。
- 加入資格は以下のとおりです。

— 入社と同時に(または試用期間経過後)					
— 勤続 1年	12	0	0	0	0
— 勤続 2年	12	0	0	0	0
— 勤続 3年	12	0	0	0	0
— その他					(年金規程または協定書にて確認ください)

給与変更 [給与変更日 R 1.11.20] 書類提出期限 [*****]

- 「基本給与通知書」に必要事項を記入のうえ提出ください。

<ご連絡事項>

なお、期限日までに書類をご提出いただけない場合は、下記のとおり当社から確認させていただきます。

- 追加加入日(給与変更日)の翌月初旬、当社から文書にて手続き状況を確認させていただきます。
 ※追加加入者「無」・給与変更「無」の場合、状況確認文書にて追加加入者「無」・給与変更「無」として取扱する旨確認させていただきます。
 ※「無」の場合は、本来「無」の旨通知いたしておりますが、ご契約者様の事務態
 変化の観点から当該取扱いさせていただきます。
- 追加加入日(給与変更日)の3ヶ月経過後、当社から文書にて追加加入者「無」・給
 与変更「無」として取扱いした旨通知させていただきます。

会社

1 1 . 定年到達者のお知らせ

企業年金 定年到達者のお知らせ

作成日 平成 年 月 日

貴社益々ご隆昌のこととお喜び申し上げます。

企業年金保険に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて表記のとおり、近日中に定年（支払開始年齢）に到達される被保険者様をご案内申し上げます。

つきましては定年到達後、退職年金規程（協定書）に定める年金または一時金をお支払いいたしますので、給付金支払い対象の被保険者様につきましては、請求一件書類のご提出を手配いただきますようお願い申し上げます。

証券番号（即休番号） (970)	契約年月日 平成 年 月 日
---------------------	-------------------

	被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	定年到達日
1			昭和 年 月 日	平成 年 月 日
2			昭和 年 月 日	平成 年 月 日
3			昭和 年 月 日	平成 年 月 日
4			昭和 年 月 日	平成 年 月 日
5			昭和 年 月 日	平成 年 月 日
6				
7				
8				
9				
10				

(CZ009Z. 03. 03)

1 2. 定年到達後勤務状況のご確認について

企業年金 定年到達後勤務状況のご確認について

〔会社 欄中〕

記入日 平成 年 月 日

10000800

証券番号 (団体番号)
9 9 0 0 0 0 1 1 2 4 6

記入上の留意点

(注1) 「退職事由」が相違する場合、下記コードより訂正下さい。

11…定年	24…出産	28…業務外傷病
21…自己都合	25…役員就任	29…業務上傷病
22…会社都合	26…休職期間満了	31…業務外死亡
23…船難	27…懲戒解雇	32…業務上死亡

(注2) 「休職期間」は年金規程(協定書)に定める休職期間を記入ください。

(注3) 「継続勤務」は定年到達後、継続勤務の取扱となる場合「1」と記入ください。

団体名	届出印
代表者名	

複数枚となる場合は右欄を記入の上、1枚目のみに押印ください。

(1) 枚中の (1) 枚

被保険者名 (カタカナ)	被保険者番号	生年月日		定年到達日		退職事由	基準給付又はポイント累計額 (単位:千円未満は切り捨て、千円未満500円未満は四捨五入)	休職期間		継続勤務										
		年	月	日	年			月	日		年	月	日							
	A I H O K E N 0 0 2	3	5	9	1	1	3	0	3	4	8	1	2	1	8	1	1			
	B I H O K E N 0 0 3	3	0	7	1	0	2	9	2	1	0	0	9	0	8	1	1			
	C I H O K E N 0 0 4	4	2	7	0	8	2	8	4	1	6	0	8	0	1	1	1			
	D I H O K E N 0 0 5	3	6	0	0	7	2	7	3	4	9	0	7	0	2	1	1			
	E I H O K E N 0 0 6	3	0	8	0	6	2	6	2	1	1	0	6	0	3	1	1			
	F I H O K E N 0 0 7	4	2	8	0	5	2	5	4	1	7	0	5	0	4	1	1			
	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0	4	2	6	1	2	3	1	4	1	5	1	0	2	5	1	1			

(番号: 4…平成 3…昭和 2…大正)

会社総務課

その他連絡欄



#01000002

10000110011

Z14121491000200011002002001

13. 未支払給付金明細書

企業年金 未支払給付金明細書

作成日 令和 2年 2月 28日

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、企業年金のご契約に基づく給付金のご請求をいただいていない方を、下記明細書のとおりご連絡いたします。
貴社におけるご確認の資料としてご活用いただけますとともに、既に給付金のお支払対象者となっている方で、請求書未提出の方がおられましたら、至急ご提出いただけますよう、お願い申し上げます。

証券番号(団体番号)
(970) 51000-1-001

被保険者番号	被保険者名(カナ・漢字)	事業所コード	給付事由 (注1)	退職年月日	年金支払可能年月	給付種類 (注2)	年金額又は一時金額 (注3)	支払期間 保証期間 (注4)	繰延 (注5)
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*
2222222222 (継続勤務中)	ヤマタ カナジメイ***** 山田 漢字氏名*****	株 E5555	2	令和 2年 6月 1日	令和 2年 6月	1	円 123,456,789	20年 6月 20年 6月	*

(注1) 給付事由 1…定年 2…中途退職 3…死亡 0…その他給付金

(注2) 給付種類 1…年金 2…一時金

(注3) 金額の算出方法が給付比例方式の場合、最後にご連絡いただいた基準給付により算出しています。また、繰延べのご契約では、繰延べの基準額を印字しています。

(注4) 給付種類=「1」の時、年数を印字(支払期間=99年00月は終身年金)

(注5) ご契約により繰延べしている場合「*」を印字しています。

*複数枚ご案内しています。

(C2008Z.03.03)

14. 給付金請求書

【会社 御中】 **企業年金給付金請求書** ② 記入日(和暦) 年 月 日

企業年金の契約に基づき給付金を請求します。
訂正のときは契約者届出印で訂正印押印ください。
当請求に伴い個人番号を提供する場合、右記団体に、
会社への個人番号の提供を委任します。

【一時金】または【年金・一時金】を選択された場合、ご希望の一時金支払日を記入ください。

一時金支払予定日

届出印

団体住所
団体名
代表者名

証 券 番 号 改 帳 結 合

被 保 険 者 番 号 グループ区分

被 保 険 者 氏 名 (カタカナ)

生 年 月 日 退 職 年 月 日 退職事由 入 社 年 月 日 給付基準給与またはポイント累計額

年金規程(協定書)に定められた退職事由をコードにて記入ください。(記入見本参照)

年金規程(協定書)に定める控除期間があるときのみ記入ください。

年金規程(協定書)上繰上納付の取扱いが規定されている場合のみ記入ください。

年金規程(協定書)上定額があるときのみ記入ください。

企業年金給付金の請求額

年金規程(協定書)に定める基準給与の額を記入ください。(記入見本参照)

本人確認書類
個人番号確認書類
その他添付書類(税)

給付金請求書の提出時期が、あらかじめご連絡の期日以降となり、給付金(年金)のお支払いが初回の年金支払期日に間に合わない場合には、次回の年金支払期日にまとめてお支払いいたします。異なる支払期日をご希望の場合は、その旨「その他連絡欄」に記入ください。

その他連絡欄

訂正のときは受取人の印鑑にて訂正印押印ください。年金規程(協定書)上に定められた内容で指定ください。

受取人区分 被保険者本人 ご遺族 ご契約者 その他 給付内容 ①年金 ②一時金 ③年金・一時金

一時金選択割合

氏名

住所

フリガナ 都道府県

金融機関名 預金 信用組合 農協 支店名

信用金庫 実業銀行

口座番号

口座名義人

受取人が被保険者本人以外の場合、被保険者本人の住所・被保険者との続柄を記入ください。年金規程(協定書)上受取人が契約者の場合は記入不要です。

被保険者住所

フリガナ 都道府県

被保険者との続柄

[CP19.05. (保10年)2×1×2,000] 帳票389-3481 No.5748-E*

[会社

様

【会社】

(事務代行会社)
 企業年金ビジネスサービス株式会社
 〒541-0042
 大阪市中央区今橋3丁目1番7号

いつも格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、企業年金保険契約にもとづく年金の請求がありましたので、下記のとおり「年金証書」を送付いたします。
 裏面の注意事項についてもご一読のうえ、大切に保管いただきますようお願いいたします。

企業年金保険 年金証書

証書番号

契約者名 (様)

被保険者氏名 (様)

受給権者氏名 (様)

年金開始月	平成 28 年 4 月
支払期間	10 年
保証期間	10 年 0 ヶ月
年金月額	14,500円

1回の支払	3ヵ月分
初回の支払月	平成 30 年 1 月
初回の支払	21ヵ月分

支払期日	年 4 回 1、4、7、10月の 1日
所得区分	雑所得

当社はご契約者と締結した企業年金保険契約にもとづき上記年金をお支払いいたします。

なお、ご契約者が実施する企業年金制度において当社以外の他の生命保険会社や信託会社等から支払われる年金がある場合、上記年金月額は、当社が幹事会社としてこれらの会社から事務の委託を受けてお支払いする金額を含めて記載しています。ただし、当社は、引受割合に応じた企業年金保険契約上の権利を有し義務を負い、他の引受会社との間で相互に連帯いたしません。

発行日 平成 29 年 12 月 19 日

16. お支払通知書 (年金用)

企業年金 お支払通知書

〒500-0000
大阪市中央区今本3-6

ネンキン タロウ

様

いつも格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。
さて、企業年金保険契約に基づく給付金を下記明細のとおりお支払い致しましたので、ご通知申し上げます。

(勤事会社) 株式会社
(事務代行会社) 企業年金ビジネスサービス

証 券 番 号	(970)12345-1-001 -23	契 約 者 名	株式会社
		被 保 険 者 名	ネンキン タロウ

支 払 明 細	給付種類	支払年月日	年金支払期間	
	退職年金	21年9月1日	平成 21 年 6 月分から 平成 21 年 8 月分まで	
	給付金額	(内増加年金額)	所得税額	差引支払額
	138,840 円	円	10,413 円	***128,427 円

送 金 先	送金方法	口座名義人	(種目) 1・・・普通(総合)預金 2・・・当座預金			
	口座振込	ネンキン タロウ				
	金融機関名	支店コード	振替局 No.	貯金局 No.	種目	口座番号
	××銀行	△△△			1	123****

- 年金受給中の課手続につきましては「年金受給のしおり」をご参照ください。
- 金融機関によっては、ご入金が午後となる場合があります。

ご連絡欄

この年金は税法上「公的年金等の雑所得」とみなされ、課税対象となります。
なお、給付金額より源泉徴収いたしました所得税額は、お支払額に対する確定した税額ではありませんので、確定申告により他の所得とあわせて税額の過不足が調整されます。

年金受給権者現況届

住所 〒 —

左記の者は住民票または戸籍に記載
されていることを証明する。

(和暦) 年 月 日

証明者

市区町村長

電話番号 ()

携帯電話番号 ()

氏名

印

印

*証明年月日は裏面に記載しております現況確認日以降でお願いします。

(通信欄)

*お手続きに必要な書類や手数料につきましては、お住まいの市区町村により異なります。

18. お支払通知書 (一時金用)

企業年金 お支払通知書

541-0042
大阪府 大阪市 中央区 今橋 3丁目 1-7

キネン タロウ

様

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。
さて、企業年金保険契約に基づく給付金を以下のとおりお支払いしましたので、ご通知いたします。

証券番号
(団体番号)

団体名

被保険者番号

氏名

キネン タロウ

給付種類 退職一時金	支払年月日 令和 2年 5月 8日	送金方法 口座振込	金融機関名	支店コード				
支払 明 細	給付金額 円	所得税 0円	市町村民税 0円	都道府県民税 0円	振替局 No.	貯金局No.	種目	口座番号
			差引支払額 円	口座名義人 キネン タロウ				

* 金融機関によっては、ご入金が年後となる場合があります。

年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を 受ける者	現住所				
	年1月1日住所				
	氏名				
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	都道府県民税	
所得額201未満1階第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の4第1項第1号適用分	*** **	*** **	** **	** **	
所得額201未満1階第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の4第4項第2号適用分	*** **	*** **	** **	** **	
所得額201未満1階第3号並びに 地方税法第50条の6第1項第3号及び 第328条の4第4項第3号適用分	*** **	*** **	** **	** **	
退職所得控除額	万円				
勤続加入年	年	入社加入年月日	年月日	退職年月日	年月日
摘要					
支払者	所在地	(株式会社) TEL0120-			
	名称	企業年金ビジネスサービス			

本人負担保険料

円

会社

(事務代行会社)
企業年金ビジネスサービス㈱

TEL 0120-

(符号)

(C20272, 18, 09)

19. 給付金支払済のお知らせ

企業年金 給付金支払済のお知らせ

541-0042
大阪府 大阪市 中央区 今橋 3丁目 1-7

企業年金ビジネスサービス株式会社
総務部

御中

令和 2年 5月 1日

いつも格別のお引立てをいただき
厚くお礼申しあげます。
さて、企業年金保険契約に基づく
給付金を以下のとおりお支払いし
ましたのでご通知いたします。

証券番号(団体番号)	支払日
	令和 2年 5月 8日

会社
(事務代行会社)
企業年金ビジネスサービス株式会社
〒 541-0042
大阪府中央区今橋3丁目1番7号
TEL 0120-

(被保険者番号)	(給付内容)	支払総額 (円)	所得税額 地方税額 (円)	税引後支払額 (円)	本人負担分保険料 (円)
被 保 険 者 名					
()	() 様				
()	() 様				
()	() 様				
()	() 様				
()	() 様				
()	() 様				
()	() 様				

収支計算書

(平成 31年 4月 1日 ~ 令和 2年 3月 31日)

支 出		収 入	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
年 金	0	年始保険料積立金	68,576,721
一 時 金	14,530,789		
そ の 他 支 出	0		
前年度剰余金	0	収 入 保 険 料	8,444,358
危険負担金へ繰入れ	563,112	そ の 他 収 入	0
保 険 事 務 費	554,062	危険負担金から受入れ	0
特 別 法 人 税	0	予 定 利 息	525,370
消 費 税 額 等	0	社 員 配 当 金	456,679
年末保険料積立金	62,355,165		
合 計	78,003,128	合 計	78,003,128
消費税課税対象保険事務費	0	保 険 料 収 入 期 月	31年 4月 ~ 2年 3月

ご説明 この表は、決算期間における年金制度の収支状況を表したものです。

□収入の部

- ・ 年始保険料積立金 : 前保険年度の財政決算報告書の年末保険料積立金です。
- ・ 収入保険料 : 当該保険年度にお払込みいただいた保険料の合計額です。
- ・ その他収入 : 引受割合変更あるいは他制度からの転籍等により受入れた金額です。
- ・ 危険負担金から受入れ : 遺族年金特約の給付事由が発生した場合に「危険負担金」から受入れた給付金額です。
- ・ 予定利息収入 : 予定利率により計算された利息収入です。
- ・ 社員配当金 : 当該保険年度に繰入れられた社員配当金です。

□支出の部

- ・ 年金、一時金 : 当該保険年度にお支払いした年金、一時金です。
- ・ その他支出 : 引受割合変更あるいは他制度へ転籍等により払い出した金額です。
- ・ 前年度剰余金 : 前保険年度の財政決算で剰余金が生じた場合で当該保険年度にお支払いした金額です。
- ・ 危険負担金へ繰入れ : 当該保険年度にお払込みいただいた遺族年金特約純保険料の合計額です。
- ・ 保険事務費 : 年金制度を管理運営するためお支払いいただいた費用です。
- ・ 消費税額等 : 適格年金の保険事務費に課される消費税および地方消費税です。
- ・ 特別法人税 : 適格年金の保険料積立金に課される税金で、当該保険年度の5月末と11月末に納付した金額です。
- ・ 年末保険料積立金 : 財政決算時点の保険料積立金で、予定利息と社員配当金を繰入れた後の金額です。

3280

貸借対照表

(令和 2年 3月 31日 現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
保 険 料 積 立 金	62,355,165	責 任 準 備 金	88,422,190
未 収 保 険 料	0	(加 入 者 分)	88,422,190
過 去 勤 務 債 務 等 の 現 在 額	22,124,006	(受 給 者 分)	0
不 足 積 立 金	3,943,019	支 払 備 金	0
		未 払 特 別 法 人 税	0
		未 精 算 (過 収) 保 険 料	0
		超 過 積 立 金	0
合 計	88,422,190	合 計	88,422,190

ご説明 この表は、財政決算日時点における年金制度の財政状況を表したものです。

□ 貸方の部

- ・ 責任準備金 : 財政決算時点における、将来の給付を行うために必要とされる積立金です。
- ・ 支払備金 : 支払は確定しているが、財政決算時点で未払となっている支払予定額です。
- ・ 未払特別法人税 : 納付金額は確定しているが、納付期日が未到来の特別法人税です。
- ・ 未精算(過収)保険料 : 財政決算時点で精算されていない過収保険料です。
- ・ 超過積立金 : 財政決算時点で、保険料積立金等が責任準備金等の本来必要とされる積立金額を上回っている場合にその差額が計上され、剰余金としてご契約者様にお支払いいたします。

□ 借方の部

- ・ 保険料積立金 : 収支計算書の年末保険料積立金です。
- ・ 未収保険料 : 当該保険年度に払込期月の到来している保険料でまだお払込みのない保険料です。
- ・ 過去勤務債務等の現在額 : 未償却の過去勤務債務残高です。
- ・ 不足積立金 : 財政決算時点で、保険料積立金等が責任準備金等の本来必要とされる積立金額を下回っている場合にその差額が計上され、次年度に繰り越します。

